

 文化庁 令和6年度「Innovate MUSEUM事業」

「博物館を中心とした広域連携に基づく民俗資料の魅力発信事業」について

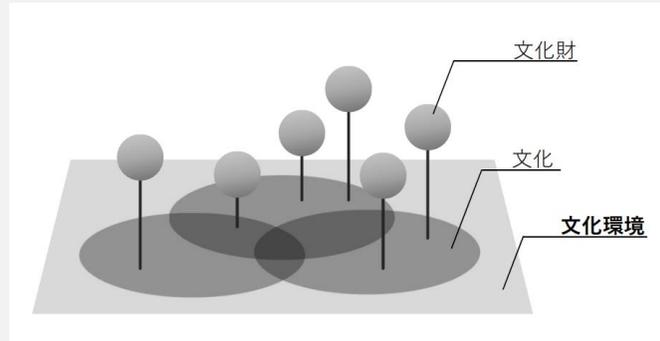
東北歴史博物館 研究員 今井 雅之

事業実施に至る経緯

宮城県文化財保存活用大綱

【基本理念】

永続的な文化環境の維持と創出
- 知って, 活かして, 伝える文化財 -



【基本方針】

- 方針1 **文化財を守り育む土台をつくる**
- 方針2 文化財を適切に理解する
- 方針3 文化財を循環型社会システムに組み込む
- 方針4 文化財の災害対応力を高める

東北歴史博物館の使命と目標

【使命】

1. 東北の姿を自ら再発見し、東北の存在を広く世界に発信することにより、国際化の時代にふさわしい**地域づくり**とその活性化に貢献します



【目標】

6. 幅広く交流する博物館
東北全域さらには全国的な視野に立った**積極的な交流**を図る博物館を目指します

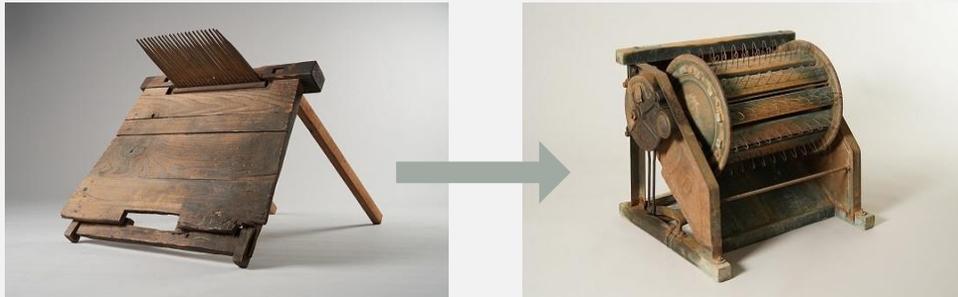
民俗資料の意義

民俗文化財の観点から

【定義】

衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が**国民の生活の推移の理解**のため**欠くことのできないもの**

(文化財保護法第二条第三項)



※ 6項目の中で唯一「価値が高い」と明記されない
⇒ 意識的に「価値」を共有する必要がある

博物館資料の観点から

【意義】

民具の存在意義は過去の解明だけにあるのではなく、適切に活用すれば、**現在の**、そして**未来**の地域住民にとっても大きな意義を持つものです。

民具には何世代にも渡って洗練されてきたデザインや機能性が備わっており、地域に根差した自然素材が利用されています。SDGsや多様性の理念にも合致しており、現代社会にも十分生かすうる知恵や技が結晶化されているのです。

急速にグローバル化し、平準化する現代社会において、**地域アイデンティティやオリジナリティの核となりうる**、ほとんど唯一の文化財ともいえます。

(日本民具学会－民具の廃棄問題に対する声明－)

⇒ 未来の地域づくりの根拠となる資料

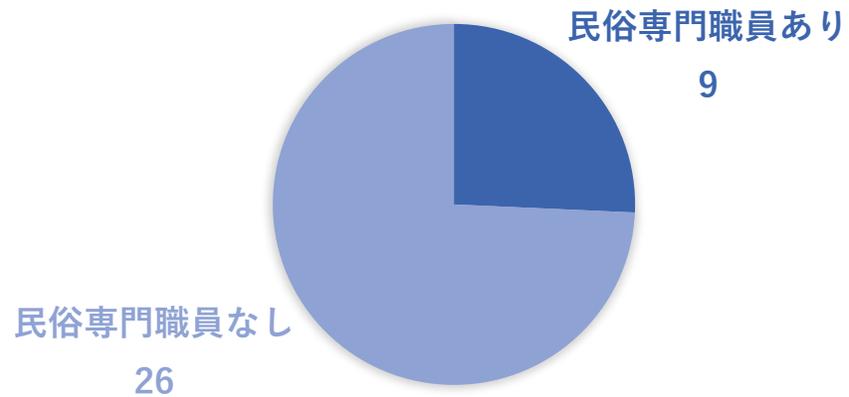
県内民俗資料の現状と課題

1つの「ある」と5つの「ない」

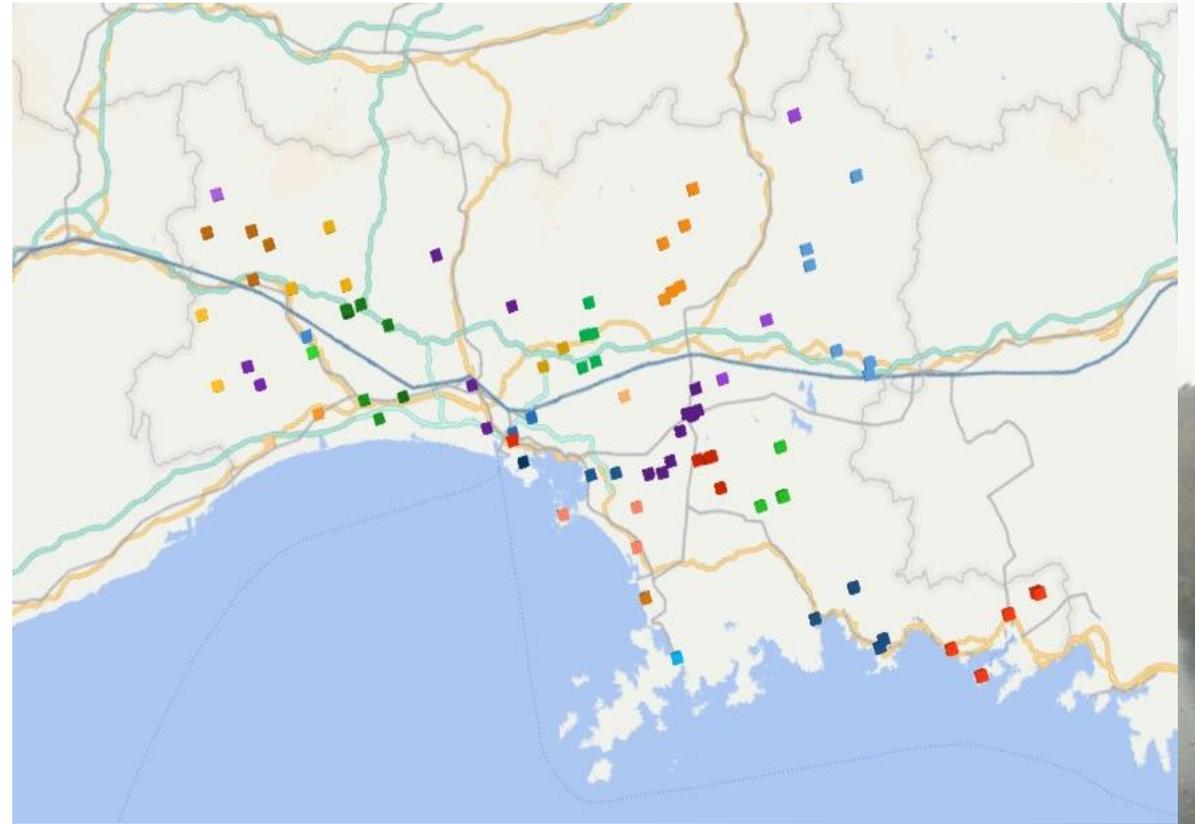
【あるもの】 膨大な数の民俗資料

- ・ 所蔵件数・・・213,706件 以上
- ・ 所蔵箇所・・・96ヶ所 以上

【ないもの】 人・モノ・知識・時間・カネ



民俗専門職員を擁する自治体



県内民俗資料の収蔵場所

宮城民俗コモンズの構成



宮城県民俗担当職員協議会の組織と活動



【目的】

宮城県内に存する民俗資料について、所属の枠を超えて調査研究することで新たな価値を発見し、その成果を広く社会に還元するもの。

【活動内容】



【活動内容】

- ・協議会会議 (活動方針の協議) 1回/年 ※委員、顧問のみ
 - ・共同調査会 (県内展示室の見学、収蔵庫資料の調査) 2回/年
 - ・オンライン情報交換 (Microsoft Teams 専用ルーム) 随時
- R7、8年度限定— ※希望自治体のみ参照
- ・資料整理とデジタルアーカイブ (県から会計年度任用職員・撮影機材を派遣)

【参画メリット】

- ・文化財担当職員の知識・技能が向上する
- ・所蔵資料の利活用が促進される
- ・外部資金獲得による職員の業務負担軽減 (※経理事務は事務局が担う)

⇒ 民俗専門職員 (R6) → 県内文化財担当者 (R7) → スキームを県外へ輸出 (R8)

補助金の必要性

自治体の壁を越えて一斉に活動するためのスタートアップ資金

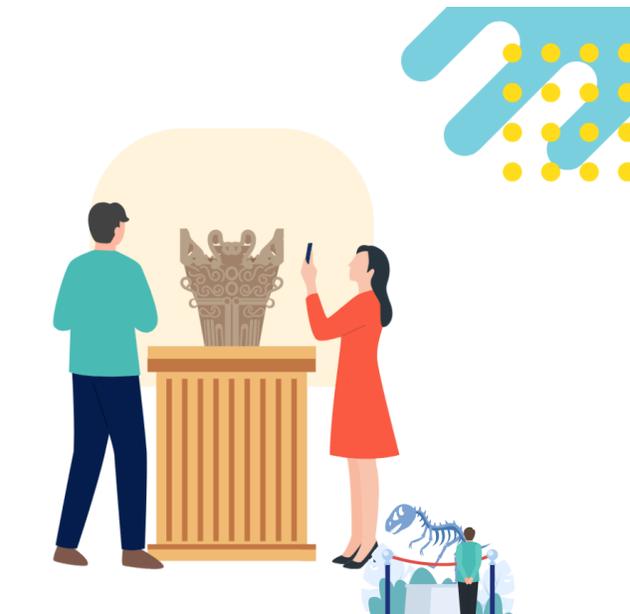
- ・ **県**で会計年度任用職員を雇用し、自治体へ派遣（人件費）
- ・ **同一**の撮影機材を借用・調達し、自治体へ展開（需用費）
- ・ **プロ**の撮影技術をマニュアル化、自治体と共有（委託費）

⇒人・モノ・知識を**セット**で宮城民俗コモンズが提供することで、
行政区域を越えた横断的調査等に対する理解を得やすくなり、事業の動き出しが可能に!!



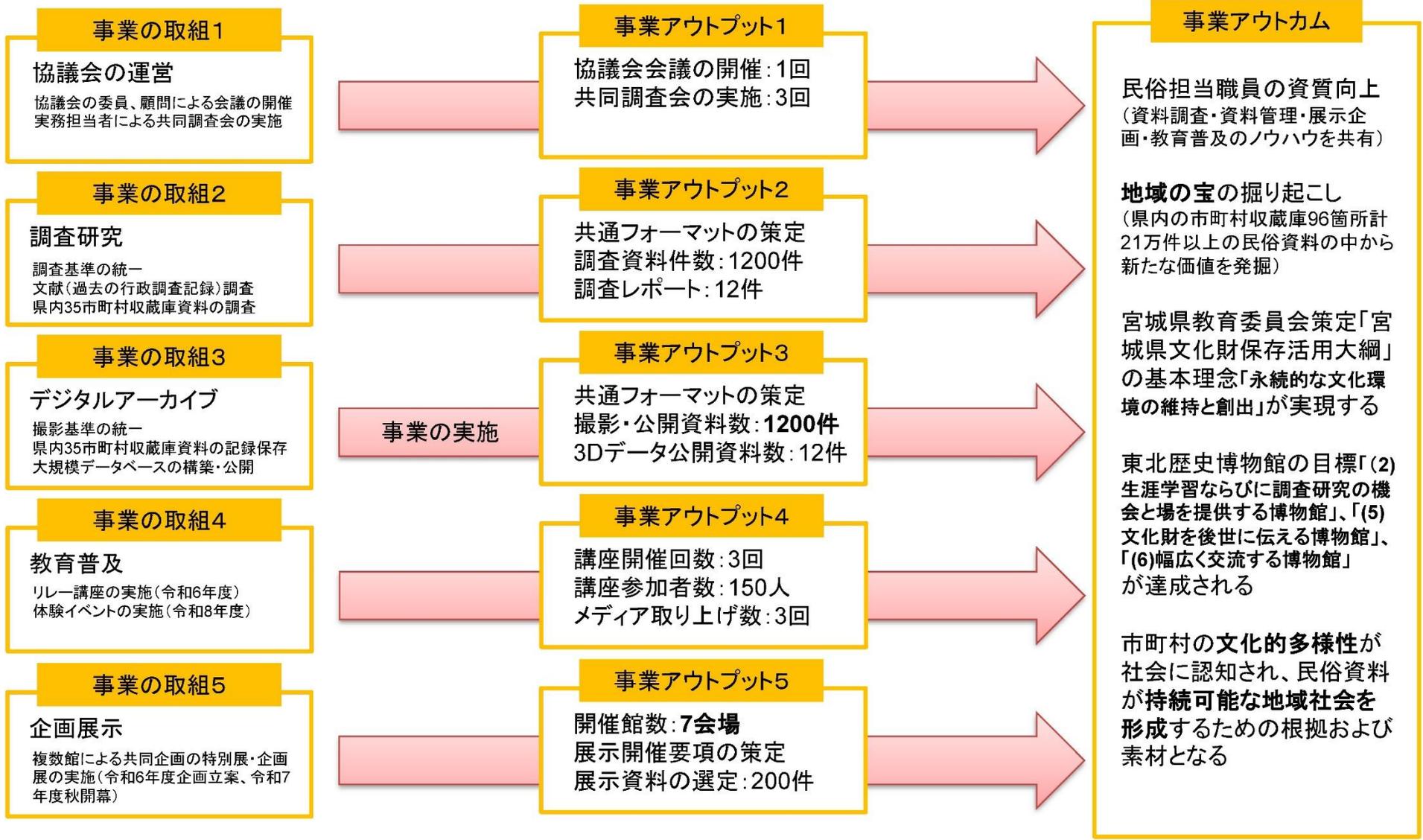
Innovate MUSEUM事業

2023年4月に、約70年ぶりに大きく改正された博物館法が施行されました。
博物館資料のデジタル・アーカイブ化や業務のDX等、
これからの博物館に新たに求められる課題に対応する取組を支援します。



画像引用 <https://innovatemuseum.bunka.go.jp/>

補助事業の概要



実施事業 1 協議会の運営

協議会会議－ネットワークを構成する機関の長が集まり、活動方針や内容について議論



実施事業 1 協議会の運営

共同調査会—県内の民俗担当職員が集まり、県内各地の収蔵資料を共同で調査



実施事業 2 調査研究

行政調査記録の調査—昭和50年緊急民俗分布調査の調査票等をスキャンしWEB上で共有



実施事業 2 調査研究

市町村収蔵庫の調査－県内の民俗収蔵庫を訪問し、収蔵資料や保存状況を把握



実施事業 3 デジタルアーカイブ

巡回撮影—委託業者が市町村収蔵庫を巡回し、各地で手本となる撮影を実施



実施事業 3 デジタルアーカイブ

撮影基準表の作成—質の高い写真を最低限の知識や技術で撮影するためのマニュアル

別紙 2

撮影の留意点（自前撮影用）

大前提として、資料を破損させないことを最優先にお考え下さい。

○資料を撮影する前に

- 1 他地域で先行して同種の資料が撮影されていないか確認する
- 2 撮影基準表の形態分類を確認し、ライティングのパターンを把握する

○資料の置き方

- 1 資料を触る前によく観察し、持つべき箇所を吟味する
- 2 資料を持ち、上下前後左右を確認する（思わぬ場所に凸凹や接点がある）
- 3 資料の特性がよく表れているアングルを考える
- 4 資料を中央（縮小で小さくマークした場所の中心）に置く
（※前後撮影の場合はより手前を置く）
- 5 資料が背景に対して水平・垂直になるように微調整する
（※30°・45°・60°に傾けて撮影する場合は傾斜したガイドを利用する）

○カメラの設置

- 1 資料がカメラグリッドの内側エリアに収まる場所まで背後に下がる
（※資料が入らない場合は斜め、前面内には収める）
（※並列撮影の場合は撮影距離は短縮し、併せてよい）
- 2 三脚を伸ばし縮みさせてカメラの高さを決め、撮影する角度を調整する
- 3 資料の重心が、画面中央より少し下に来るように微調整する

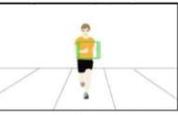


○ライトの調整

- 1 標準撮影規格および巡回撮影業者のライティングを参考にして、ライトの位置、高さ、角度、光量を決める
- 2 ライトのみでは必要な部分に光が回らない場合、レフ板を配置する

○写真の撮影

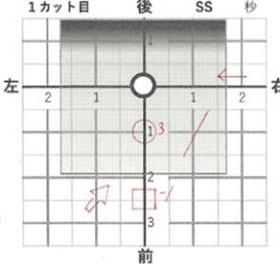
- 1 シャッターを軽く押し、ピント枠が緑になったことを確認したらシャッターを押し込む（※この時にカメラ本体が動くのを防ぐため、そっと押し込む）
- 2 セルフタイマーが作動し、2秒後から順次5枚連続で撮影されるのを見守る
- 3 再生ボタンを押し、C3ボタンで拡大してピントが合っているかを確認する



宮城県民俗学センター撮影基準カード

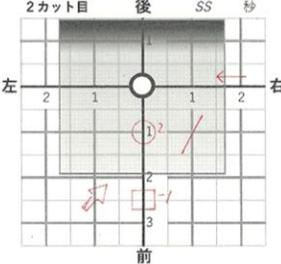
ISO: 100 F: 8 SS: 下記の通り 資料名: カテキリ

1カット目 後 SS 秒



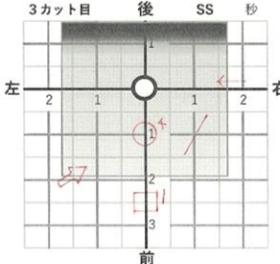
前

2カット目 後 SS 秒



前

3カット目 後 SS 秒



前

計測箇所



資料の置き方 (※○の中に該当する数字を書く)

正面（表面）	0
背面（裏面）	1
右側面	2
左側面	3
左60° 右30°	4
左45° 右45°	5
左30° 右60°	6
その他	7 ()

高さの基準

三脚全開脚	-1
三脚伸ばさず	0
1段伸ばし	1
2段伸ばし	2
3段伸ばし	3
3段+首全開	4

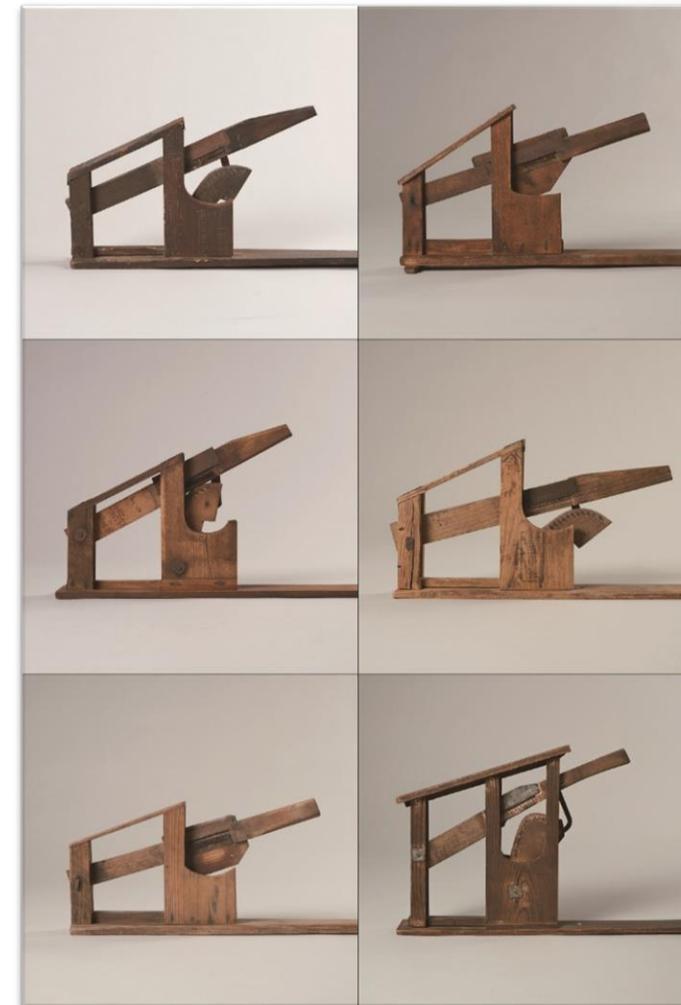
記入記号 (※記号の横に該当する数字を書く)

○	資料
⇒	カメラ
⇒	メインライト
→	サブライト
—	レフ板

81

実施事業 3 デジタルアーカイブ

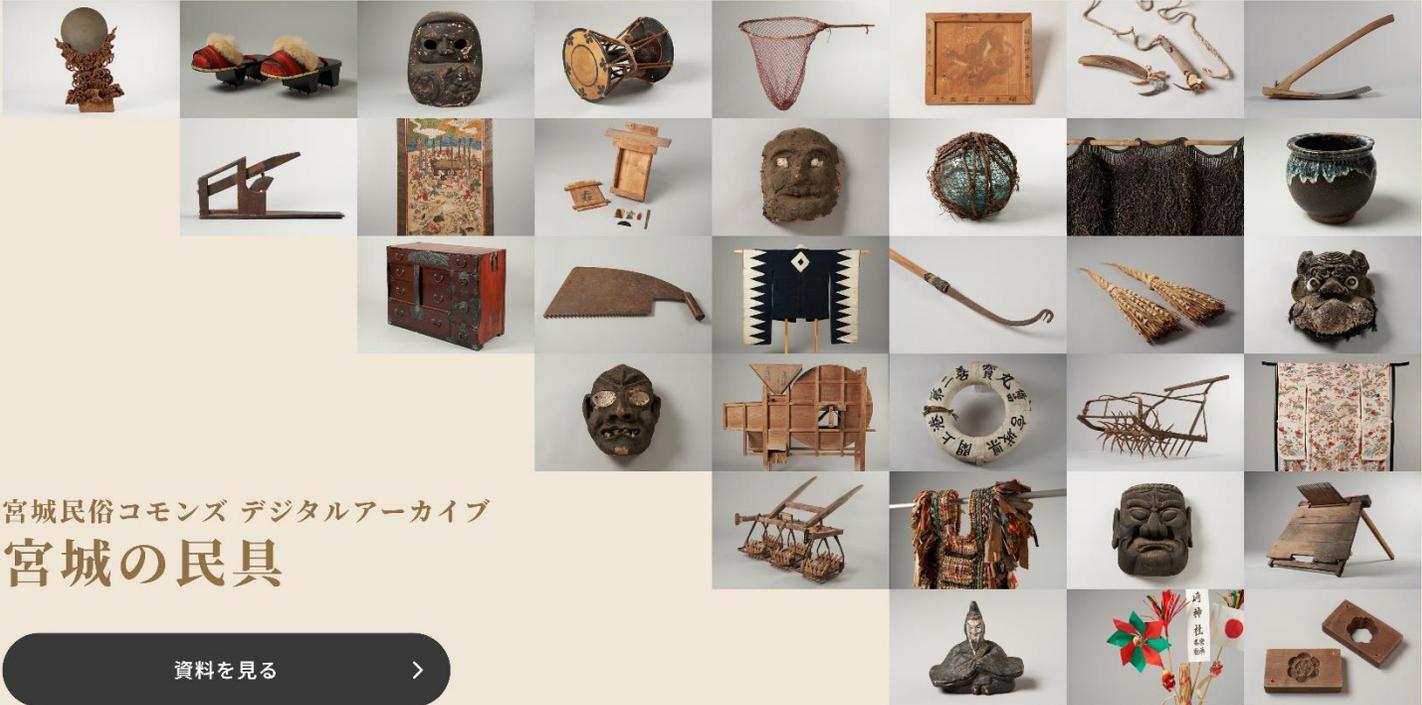
自前撮影—民俗専門職員と派遣職員が、共通の基準にもとづき撮影を実施



実施事業 3 デジタルアーカイブ

「宮城の民具」 一県内10自治体、1000件、3000カット以上のデジタルアーカイブ

宮城の指定文化財 > 宮城の無形文化遺産 > 宮城の民具 >



宮城民俗commons デジタルアーカイブ
宮城の民具

資料を見る >



WEBサイトはこちらから

実施事業 4 教育普及

リレー講座－調査研究の成果を講座形式（オンライン併用）で社会と共有



実施事業 4 教育普及

学校教育との連携—学習指導要領（小学校社会科）への対応

第一部 宮城県のモノ語り

第一章 土地の豊かさを生きる

海では漁業、平野では農業など、私たちが環境の特徴を生かした仕事を営んできたことを示します。学習指導要領の「特色ある地域の位置や自然環境、人々の活動や産業の歴史的背景、人々の協力関係などに着目して、地域の様子を捉え、それらの特色を考え、表現すること（小学校第4学年 社会）」などの一助となります。

主な展示資料：いか釣りの仕掛け・糸車・竹細工工程品・鍬

第二章 時のうつろいを生きる

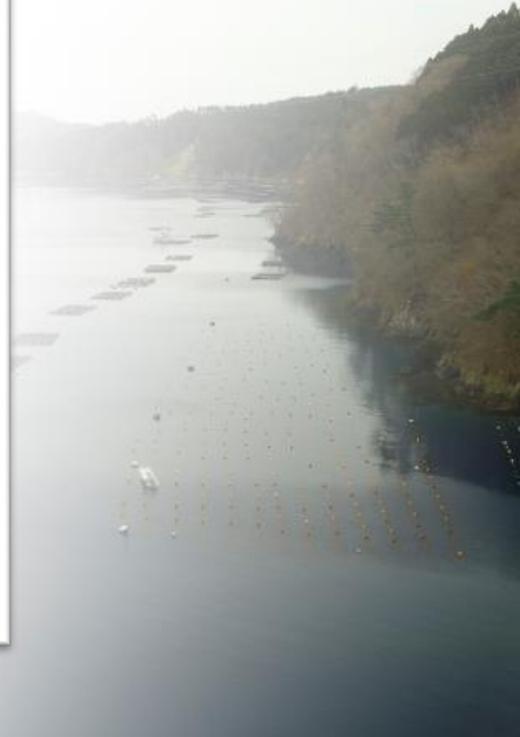
お正月などの年の節目や、結婚などの人生の転換点があるように、私たちが時間の流れの中でさまざまな行事をおこなってきたことを示します。学習指導要領の「県内の文化財や年中行事は、地域の人々が受け継いできたことや、それらには地域の発展など人々の様々な願いが込められていることを理解すること（小学校第4学年 社会）」などの一助となります。

主な展示資料：ランプ・正月飾り・婚礼用衣装・オシラサマ

第二部 35市町村のモノ語り

県内の全35市町村に収蔵・展示されている民俗資料が一堂に集います。学習指導要領の「身近な地域や自分たちの市の様子を大まかに理解すること（小学校第3学年 社会）」などの一助となります。

主な展示資料：堤人形（仙台市）・カマ神（大崎市）・ウナギ漁用具（松島町）



実施事業 5 企画展示

パネル展示—デジタルアーカイブへの導入として県内5か所で同時期開催

宮城民俗コモンズ 活動紹介

宮城民俗コモンズとは

民俗資料（以下「民具」といいます）とは、人々が生活の中で創出され、使用してきた物のことです。暮らしに根付いたこれらの民具は、人々の生き方、その土地の風土を映す地域の宝であり、それらを通して当時の暮らしを紐解くことは、持続可能な未来を考えるうえで迫るべきこととなります。

宮城民俗コモンズは、日本のあちこちで民具が使われ、公共の財庫として保存されました。しかし、それから50年ほど経った今、これら多岐にわたる民具は多くが壊れてしまったり、廃棄されてしまったりしています。宮城県内では40カ所の取組等に、全部で21万点以上の民具が保存されていますが、それらは十分に活用されているとは見えません。

そこで私たちは、これら多くの民具を調査して価値を再評価し、多くの人々と分かち合うために、令和6年度から「宮城民俗コモンズ」というネットワークを立ち上げました。このネットワークには、県内の自治体や民間団体を参加しており、同じ歩みを進めてさまざまな活動を始めています。

民俗資料の価値を発掘し 広く社会と共有するために

活動内容と目指す未来

調査を行い、整理し、活用してから民具の魅力を発信することで、宮城の民俗文化を広く活用することが出来ます。それぞれの自治体が行ったことでの発信を繋ぐことで、新しい文化が生まれ、社会がさらに豊かになることを目指しています。

活動内容

ワークショップや展示会を開催し、民具の魅力を発信しています。

民具の調査

民具の調査や整理を行い、デジタルアーカイブへの導入を進めています。

民具の活用

民具を活用した展示やワークショップを開催しています。

デジタルアーカイブ

民具のデジタルアーカイブへの導入を進めています。

宮城民俗コモンズ
2024年度活動報告書



実施事業 5 企画展示

「宮城に生きる民俗」一県内7会場同時期開催展示（R7秋開幕予定）

特別展開催予告

宮城に生きる民俗

—暮らしを伝えるモノ語り—

2025年10/11(土)–12/21(日)



—カマサシ—
宮城に伝わる家の守り神
自らの社や家の土などに集められた
国が興や衰の中心であった時代をモノ語る資料

小・中学生・高校生 無料!!
学芸員による 展示解説あり!!
1月17日(金) 団体予約受付開始!!

会場 東北歴史博物館 特別展示室
観覧料金 一般：1000円
小・中学生・高校生：無料
休館日 毎週月曜日（祭祝日の場合はその翌日）

詳細は裏面をご確認ください

東北歴史博物館
TOHOKU HISTORY MUSEUM

特別展・企画展「宮城に生きる民俗」 開催会場

- ・ 東北歴史博物館
- ・ しばたの郷土館
- ・ 名取市歴史民俗資料館
- ・ 多賀城市埋蔵文化財調査センター
- ・ 大崎市図書館
- ・ 松山ふるさと歴史館
- ・ 石巻市博物館



成果と課題

成果

- ネットワーク基盤の形成
- 調査・記録ノウハウの確立と横展開
- 広域的かつ持続的なデジタルアーカイブ

課題

- ネットワークの拡大と強化
- デジタルアーカイブ対象自治体の増加
- 実物資料の魅力発信



民俗資料の価値を発掘し、広く社会と共有するために



今後ともよろしくお願いたします